「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」の概要

総務委員会資料 令和7年6月30日 企画経営部 税務課

項 目		<u></u>		容				施行期日	該当条文
(1)特定親族特別控除の創設			親	見族等の合計所得金額	控 除 額	[
			5	8万円超95万円以下	45万円				
			9	5万円超100万円以下	4 1 万円				
	を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるもの		1	00万円超105万円以	下 31万円				
	に限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に			05万円超110万円以	AND THE RESERVE OF THE PARTY OF				
	は、その納税義務者の前年の総所得金額等から次の表のとおりの控除額を控除する。			10万円超115万円以					
				15万円超120万円以					
				20万円超123万円以					
	①給与所得控除の最低保障額の引き上げ	改正内容	び正内容 (令和7年分所得に係る <u>令和8年度分から</u>		所得税 (令和7年分所得から適用)			第17条、	
	55万円 → 65万円	①給与所得控除の見直し	所得税と	所得税と同様の対応(※)		<最低保障額> 改正前:55万円 → 改正後:65万円			第23条、 第24条の2、
	②所得税の基礎控除の引き上げと特例の新設 現行48万円 → 58万円	②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)		改正前:最高48万円 → 改]	<給与収入200万円相当以下の場合> 改正前:最高48万円 → 改正後:最高95万円		A T-0 - 1 - 1 - 1	第24条の3
(2)所得税における見直しに伴う所要の措置	特例で合計所得金額132万円以下には37万円を追加 収入に応じ加算される控除額が低減 3大学生世代の就業調整の改善 (特定親族特別控除の創設)	③大学生年代の子等 (特定扶養控除関係)	所得税と同様の対応		①現行「103万円まで」の子等 る新たな特別控除を創設	《収入に応じ控除額が低減(例:給与収入850万円相当超の場合は58万円) 〕現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とす 新たな特別控除を創設 〕子等の給与収入が「150万円~188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除			
		④扶養親族等に係る 所得要件の引上げ	所得和	脱と同様の対応	改正前:48万円 → 改正	後58万円			
	合計所得金額 現行48万円 → 85万円へ拡大		改正前	改正後	改正前		:		
	85万円超123万円以下まで控除額が低減 ④扶養控除対象親族の合計所得金額の引き上げ 現行48万円 → 58万円	非課税ライン	基本額等 45万円	(変更なし) 45万円	基礎控除 48万円	➡(+47万円) 95万 F	9		
		(単身者の場合)	給与所得控除 55万円 計 100万円	➡(+10万円) 65万円 110万円	<u>給与所得控除 55万円</u> 計 103万円	→(+10万円) 65万F 160万			
			(注)地方税独自の非課税限度		※給与収入200万円相当以下の				
		※ 給与所得控除の見直し	については、所得割に係る所得	导計算が所得税の計算の例による	とされているため、地方税法の改正	は不要。			
3)均等割軽減の条件の見直し	現行では、均等割課税の被扶養者が2人以上いる納税義務者の令和7年税制改正により被扶養範囲の合計所得金額が58万円へ減させた場合、扶養者である納税義務者の均等割賦課が0円とな	、拡大されることにより、	給与収入103万→1237	万、65歳以上年金収入158					第14条
3) 均等割軽減の条件の見直し	→ 令和7年税制改正により被扶養範囲の合計所得金額が58万円/	丶拡大されることにより、	給与収入103万→1237 負担の趣旨に合致しない	万、65歳以上年金収入158 い軽減策となるため、被扶 現行の換算方法		には一律1,000円の軽			第14条
3) 均等割軽減の条件の見直し	令和7年税制改正により被扶養範囲の合計所得金額が58万円へ減させた場合、扶養者である納税義務者の均等割賦課がO円となれれて、下記方法により換算した紙巻たばこの本数とする。 ・紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ	へ拡大されることにより、 る場合があり、均等割ま	給与収入103万→1237	万、65歳以上年金収入158 ハ軽減策となるため、被扶	養者が2人以上いる場合に	には一律1,000円の軽			第14条
4) 加熱式たばこの課税方式の	令和7年税制改正により被扶養範囲の合計所得金額が58万円/減させた場合、扶養者である納税義務者の均等割賦課が0円とな 加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、下記方法により換算した紙巻たばこの本数とする。	へ拡大されることにより、 る場合があり、均等割ま	給与収入103万→1237 負担の趣旨に合致しない	万、65歳以上年金収入158 い軽減策となるため、被扶 現行の換算方法	養者が2人以上いる場合に	には一律1,000円の朝 (方法)	を減とする。	令和8年4月1日	
4) 加熱式たばこの課税方式の	令和7年税制改正により被扶養範囲の合計所得金額が58万円へ減させた場合、扶養者である納税義務者の均等割賦課が0円となれれて、下記方法により換算した紙巻たばこの本数とする。 ・紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法(1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、	へ拡大されることにより、 る場合があり、均等割ま 改正案	給与収入103万→1237 負担の趣旨に合致しない 現行	万、65歳以上年金収入158 ハ軽減策となるため、被扶 現行の換算方法 現行の換算本数×1.0	養者が2人以上いる場合に改正後の換算	it一律1,000円の軽 方法 ×0.5	を減とする。	令和8年4月1日	
3) 均等割軽減の条件の見直し (4) 加熱式たばこの課税方式の 見直し	令和7年税制改正により被扶養範囲の合計所得金額が58万円で減させた場合、扶養者である納税義務者の均等割賦課が0円とないれたばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、下記方法により換算した紙巻たばこの本数とする。 ・紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算する方法(1本当たりの重量が0.35g未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとする。)	へ拡大されることにより、	給与収入103万→1237 負担の趣旨に合致しない 現行 第一段階 第二段階	万、65歳以上年金収入158 ハ軽減策となるため、被扶 現行の換算方法 現行の換算本数×1.0 現行の換算本数×0.5	養者が2人以上いる場合に改正後の換算	it一律1,000円の軽 が x0.5 x1.0	を減とする。	令和8年4月1日	第14条制定付則第6条の

改正後	改正前
○品川区特別区税条例	○品川区特別区税条例
昭和39年12月15日条例第48号	昭和39年12月15日条例第48号
第1条 品川区(以下「区」という。)が課する特別区税(以下「区税」という。)の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。(公示送達)第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を品川区公告式条例(昭和28年品川区条例第21号)第2条第2号に規定する掲示板に掲示し、または公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。	いう。)の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、 法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 (公示送達) 第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、品川区公告式条例(昭和28 年品川区条例第21号)第2条第2号に規定する掲示板に <mark>掲示して行う</mark> もの とする。
(均等割の税率の軽減)	(均等割の税率の軽減)
第14条 区民税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。 (1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者または扶養親族(年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限る。) 1,500円 (2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 1,000円 (所得割の課税標準)	それぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。
第15条 (第1項から第3項まで省略)	第15条 (第1項から第3項まで省略)
4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告	4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告
書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他 <u>施行規則</u> に定める事	書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他 <mark>地方税法施行規則</mark>

改正後

項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適 用しない。

(第5項および第6項 省略)

(所得控除)

|第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げ||第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げ| る者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定 る者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第11項までの規定 により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等 掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦 控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控 除額、扶養控除額または特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が 2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項 および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得につ いて算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。 (区民税の申告等)

|第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書 を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第 4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する 義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受 けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る 所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を 有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを 除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年 の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1 項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金) 額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの に係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額もしく

改正前

(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) に定める事項の 記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用し ない。

(第5項および第6項 省略)

(所得控除)

掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦 控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控 除額または扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得 割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定によ り基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金 額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

(区民税の申告等)

を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第 4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する 義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受 けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る 所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を 有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを 除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年 の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1 項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金 額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの に係るものを除く。) もしくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額 は特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族 をいう。第24条の2第1項第3号および第24条の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除 (。) の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定す 除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控 第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、 除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の」この限りでない。 所得を有しなかつた者」という。)および第10条第2項に規定する者(施 行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)につい ては、この限りでない。

(第2項から第8項まで 省略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- |第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を|第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を| 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) して、区長に提出しなければならない。
 - (1) 当該給与支払者の氏名または名称
 - (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限 (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限 る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色 事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものお よび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得 金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏 名
 - 扶養親族または特定親族の氏名 (3)

の控除またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法 第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損 失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控除すべ き金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受 けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を る純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第19条の2の規定により控 有しなかつた者」という。)および第10条第2項に規定する者(施行規則

(第2項から第8項まで 省略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

- で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に
 で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に 規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。) から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると│から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めると│ ころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由しころにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由した。 して、区長に提出しなければならない。
 - (1) 当該給与支払者の氏名または名称
 - る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色 事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものお よび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得 金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏 名
 - (3) 扶養親族の氏名

改正後

(4) その他施行規則で定める事項

(第2項から第6項まで 省略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

- 第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告 この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特 する退職手当等に限る。以下この項において同じ。) に係る所得を有する 者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第 2号において同じ。) または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象 扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)もしくは特 定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万 **円以下であるものに限る。)**を有する者(以下この条において「公的年金 等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の 際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払 者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に 公的年金等の支払を受ける目の前日までに、施行規則で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由し て、区長に提出しなければならない。
 - (1) 当該公的年金等支払者の名称
 - (2) 特定配偶者の氏名
 - (3) 扶養親族または特定親族の氏名
 - (4) その他施行規則で定める事項

(第2から第5項まで 省略)

改正前

(4) その他施行規則で定める事項

(第2項から第6項まで 省略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する
 書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する
 公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下 公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下 この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特 定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに) 定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに 限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定 限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定 する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する 者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第 2号において同じ。) または扶養親族(年齢16歳未満の者または控除対象 扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) を有する者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。) で区内に住所を有 するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1 項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払 者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、 施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当 該公的年金等支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

(第2から第5項まで 省略)

付 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

- 第6条の2の2 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡しまたは 同条第2項の売渡しもしくは消費等(次項において「売渡し等」という。) が行われた加熱式たばこ(第47条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、 第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条 において同じ。)に係る第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項 の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める方法により換算した紙巻たばこ(第47条第1号アに掲げる紙巻た ばこをいう。以下この項および次項において同じ。)の本数によるものと する。
- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。) を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加 熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合 にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの 20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用 を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外の

ものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量 に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとす る。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第48条の2の規定により製造たば ことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号 ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるも の
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第48条の2の規定により製造 たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式 たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であ つて当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 付則第6条の2の次に1条を加える改正規定および付則第4条の規定 令和8年4月1日
 - (2) 第6条および第15条第4項の改正規定ならびに次条の規定 地方税 法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に 規定する日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 改正後の第6条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後 にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお 従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

- 第3条 改正後の第14条第2号、第17条および第23条第1項ただし書の規定 は、令和8年度以後の年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)に ついて適用し、令和7年度分までの区民税については、なお従前の例によ る。
- 2 令和8年度分の区民税に係る申告書の提出に係る改正後の第23条第1項 の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親 族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3 号および第24条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万 円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定 親族特別控除額」とする。
- 3 改正後の第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行 日」という。)以後に支払を受けるべき給与について提出する改正後の第 24条の2第1項および第3項の規定による申告書について適用し、施行日 前に支払を受けるべき給与について提出した改正前の第24条の2第1項お よび第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する改正後の第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の

改正後	改正前
日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ(改正後の付則第6	
条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)	
に係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。	
2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、品川区特別区税条例第	
47条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行わ	
れた加熱式たばこに係る同条例第49条第1項の製造たばこの本数は、同条	
第3項および改正後の付則第6条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げ	
<u>る製造たばこの本数の合計数によるものとする。</u>	
(1) 品川区特別区税条例第49条第3項の規定により換算した紙巻たばこ	
(改正後の付則第6条の2の2第1項に規定する紙巻きたばこをいう。次	
号において同じ。) の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数	
(2)改正後の付則第6条の2の2の規定により換算した紙巻きたばこの	
本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数	
3 前項各号に掲げる本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切	
<u>り捨てるものとする。</u>	